○農林水産省告示第五百八十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本即席食品認定協会　東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　即席めん
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル

○農林水産省告示第五百八十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第二十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、マカロニ類並びに植物性たん白
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内並びにアメリカ合衆国、中華人民共和国及び大韓民国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第五百八十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第二十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　ドレッシング、風味調味料、乾燥スープ及びパン粉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び中華人民共和国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

○農林水産省告示第五百八十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月十日　第二十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　マーガリン類等（マーガリン類及びショートニング）、精製ラード並びに食用精製加工油脂
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

○農林水産省告示第五百八十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月三十日　第四十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本油脂検査協会　東京都中野区本町四丁目十九番十三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　食用植物油脂
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内、並びにアメリカ合衆国、アルゼンチン、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、大韓民国、ギリシャ、シンガポール、スペイン、タイ、台湾、中華人民共和国、ドイツ、トルコ、フィリピン、ブラジル、フランス及びマレーシア
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中野区本町四丁目十九番十三号

○農林水産省告示第五百八十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本合板検査会　東京都港区西新橋三丁目十三番三号（西新橋ビル）
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　合板、フローリング、集成材、単板積層材、構造用パネル及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区西新橋三丁目十三番三号（西新橋ビル）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、釧路町・帯広市・檜山郡上ノ国町・空知郡中富良野町・新冠郡新冠町・河東郡上士幌町（以上一市五町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　帯広市・上ノ国町・中富良野町・新冠町・上士幌町（以上一市四町について次の図に示す部分に限る。）、釧路町
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、釧路町・帯広市・新冠郡新冠町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（「次の図」及び「次のとおり